

奈良県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、櫟本  
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ  
た。

平成二十三年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 奥田 貞一

天理市櫟本町二一一六

理事 奥田 俊雄

六八一

監事 福田 重美

七六一

村田 竹田 勝

九四六

吉本 好宏

一四四〇

吉本 利郎

一四一二一一

監事 南田 由雄

七二八

村田 竹田 勝

九四六

吉本 昭藏

七〇八一一

理事 薮内 善行

天理市櫟本町七一一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉本 利郎

二三八八

監事 吉本 昭藏

二九八五一一

理事 吉本 利郎

二三八八

監事 中西 章

六五四

監事 南田 由雄

一四一二一一

監事 石井 廣三

一五〇二

監事 津田 弘夫

一四五三

監事 重美 一男

六三五

監事 福田 重美

七六一